

4.4 着工予定年月日及び使用開始予定年月日

ア. 着工予定

施設設置許可証の受領後、直ちに施設建設工事に着手する。

イ. 使用開始予定

施設建設工事の竣工に伴う使用前検査及び業許可の取得の後、直ちに施設使用を開始する。